

# 大分県報

令和四年  
第二八二号  
二月十四日

（月曜日）

## 目次

### 告示

- 土地改良区の定款変更認可.....
- 土地改良法による換地処分.....
- 道路区域の変更（二件）.....
- 道路の供用開始.....

### ○告示

#### 大分県告示第五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。  
令和四年二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

土地改良区名	女子畑土地改良区	所在地	日田市	認可年月日	令四・一・三一
--------	----------	-----	-----	-------	---------

#### 大分県告示第五十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営中山間地域総合整備事業竹田西部地区の換地処分をした。  
令和四年二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 大分県告示第五十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和四年二月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和四年二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	-----	---------	-------	----

県道大分白杵線	白杵市大字田尻字白木四七五番一地区内	後	二二六・五 〽二〇・七	一〇九・〇
		前	二二三・七 〽七・四	一三一・〇

#### 大分県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、令和四年二月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
令和四年二月十四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	-----	---------	-------	----

津久見市大字四浦字赤穂碓六八二二番三から	区 間	後	二二五・七 メートル	メートル
		前	二二三・三 メートル	メートル

令和四年二月十四日

大分県報(告示)

二

県道四浦日 代線		県道川登白 杵線	
津久見市大字四浦字赤穂碓六八二二番二から 津久見市大字四浦字赤穂碓六七七七番二まで	後	六四・九 〽二二・七	一七三・〇
津久見市大字四浦字摺木五六八七番三から 津久見市大字四浦字摺木五六六一番二まで	前	七・七 〽五・三	一一四・〇
津久見市大字四浦字摺木五六八七番一から 津久見市大字四浦字摺木五六六三番四まで	後	二六・九 〽一〇・三	一一四・〇
津久見市大字四浦字天神ヶ浦五四五五番五地内	前	一四・九 〽九・六	五三・六
津久見市大字四浦字天神ヶ浦五四五五番六地内	後	一九・六 〽二三・一	五三・六
白杵市大字中尾字コウシンヅカ一四二六番四地内	前	九・二 〽八・八	二四・〇
白杵市大字中尾字コウシンヅカ一四二六番一地内	後	三一・四 〽二三・六	二四・〇

大分県告示第五十六号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、令和四年二月十四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和四年二月十四日

大分県知事 広瀬 勝貞

道路の種類及び路線名

一般国道二一七号  
 白杵市大字佐志生字川原尻四九六四番二から  
 白杵市大字佐志生字川原尻四九六〇番一地先まで

供用開始区間

白杵市大字搔懐字井出ノ元三四六番二から  
 白杵市大字搔懐字シジイクチ三八一番四まで  
 白杵市大字田尻字アトヒゾリ二〇四四番二三地内

供用開始年月日

令四・二・一四

県道大分白杵線

一般国道五〇二号